

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和7年10月15日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

10月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
委員会記録署名委員の指名-----	2
請願第3号の審査-----	2
趣旨説明（請願者）	
質疑（光田あまね委員、大川ゆり委員、中川嘉彦委員、村上英明委員、 増永和起委員）	
採決-----	9
市長挨拶	
議案第53号所管分の審査-----	10
質疑（光田あまね委員、村上英明委員、増永和起委員）	
議案第54号の審査-----	19
質疑（村上英明委員、増永和起委員）	
議案第56号の審査-----	20
質疑（光田あまね委員、大川ゆり委員、村上英明委員）	
採決-----	22
閉会の宣告-----	22

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和7年10月15日(水) 午前10時 開会
午前11時41分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 光好博幸 副委員長 増永和起 委員 中川嘉彦
委員 村上英明 委員 大川ゆり 委員 光田あまね

1. 欠席委員

なし

1. 請願の趣旨説明のため出席した者

山崎雅数

1. 説明のために出席した者

市長 嶋野浩一郎 副市長 山本和憲
生活環境部長 吉田量治 保健福祉部長 谷内田 修
保健福祉部次長兼障害福祉課長 由井秀子
生活環境部副理事兼自治振興課長 川本勝也
環境業務課長 三浦佳明 高齢介護課長 細井隆昭

1. 説明のため出席した議員

請願紹介議員 安藤 薫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局副主査 杉本晃司

1. 審査案件

請願第 3号 加齢性難聴者の補聴器購入の助成を求める請願書
議案第53号 令和7年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分
議案第54号 令和7年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第56号 摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○光好博幸委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、増永委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

請願第3号の審査を行います。

加齢性難聴者の補聴器購入の助成を求める請願書です。

まず、請願者から趣旨説明をしていただきます。

説明時間は、10分以内で、趣旨説明終了後、委員からの質疑をお受けし、その後、討論、続いて採決を行います。

それでは、趣旨説明について、よろしく願います。

○請願者 それでは、請願の趣旨説明を行います。

高齢化社会を迎えまして、高齢者福祉が大変重要になっております。介護従事者、事業所が減って、介護を受けたくても受けられないという状態が、今特に地方で多く発生しています。

家族介護を減らすために始まった介護保険ですけれども、老老介護、ヤングケアラー、介護退職も社会問題化しています。

こういった中で、認知症予防はますます重要になってきていると考えています。

補聴器を使って、聞こえを良くするというのは、認知症予防につながります。コミュニケーション不足が脳の活性化に影響して逆行します。

人との会話や脳トレは、認知症予防に役

立つとされています。聞こえが悪いとコミュニケーションがうまくいかず、気持ちを伝えられないストレス、自信をなくす、社会的に孤立し、鬱にもつながり、社会生活に非常に影響を及ぼします。

老人クラブの方たちからは、コミュニケーションがうまくいかないと、夫婦げんかが絶えなくなるなどの意見が出て、多くの賛同を得ることができました。

また、警告音について、最近、電気自動車が増えて大変静かに近づいてきます。耳が悪くても悪くなくても、気がつかないことがあり、大変危険です。

テレビの気象警報なども、まずは音が聞こえなくては気づかないこともあるかもしれません。

重要な情報からの排除は、人の訪問、電話にも気がつかず生活に不便極まりなくなります。

最近の補聴器は非常に性能が良くなってきて、耳にかけたりせず、耳の穴に収まるものが多く、目立ちません。耳骨に直接働きかけるといようなこともあり、相当聴力が悪くても聞こえるという性能になってきています。

ハウリングもせず、本人の聞こえの状態に合わせて調整されます。

しかし、残念ながら比較的高価になっています。私の妻も数年前に新調しましたが、超音波洗浄機などの附属品、アルコールなども込みで片方で7万円、両方で14万円になりました。

比較的安いものを求めたつもりなんです、低所得者の方にとってはちょっとためられる価格だと思います。

我慢をせず、便利な器具を使っただいて、不便を感じず生活していただきたいと考えています。

ぜひ、補聴器の購入助成を、摂津市でもお願いをしたいと思います。

既に全国で471自治体、府内の19の自治体で実施されています。残念ながら、制度としては、助成金額、助成対象、所得制限など様々ですが、例えば、東京都の足立区では所得制限もなく、65歳以上の難聴と診断された方全員が対象という、縛りがないという仕組みで、助成額が5万円となっています。

よって条件がないことで、特に優れているのが手続が簡単なことです。医師の難聴という診断書と補聴器を購入した領収書を提出すれば、すぐに5万円がいただけます。証明も登録も申請もないわけです。

摂津市でも、よりよい制度設計をお願いしたいと考えています。

この時期にお願いいたしますのは、年内にぜひ検討していただいて、来年早々、予算審議をされれば、新年度、4月から制度のスタートも可能だと考えております。

本日、請願署名を440筆提出をさせていただきました。市民からは待ち望まれております。何とぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

○光好博幸委員長 趣旨説明が終わりました。

何か質問があればお受けいたします。挙手にてお願いいたします。

光田委員。

○光田あまね委員 加齢性難聴者の補聴器購入に対する摂津市の独自制度創設ということで、今回請願をいただいているわけですが、市の現状として、どのような考えを持っていらっしゃるのか、これまでも議論はされていると承知はしておりますが、1点確認の意味で理事者

に伺います。

○光好博幸委員長 細井高齢介護課長。

○細井高齢介護課長 補聴器購入助成につきましても、まずは聴覚障害をお持ちの方の制度になりますが、国の制度として、身体障害者手帳の交付を受けている方に対して、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度等が講じられております。

加齢性難聴の方への補聴器購入助成につきましても、市の助成制度ではなく、国の助成制度において対応することが望ましいとの考えから、全国市長会を通じて必要な措置を講じるよう、令和3年度より要望を行っております。

また、補聴器購入の検討におきましても、国の認知症と難聴との因果関係に係る研究結果も踏まえる必要があると考えておりますが、現時点では国において研究結果の取りまとめに至っていないという状況です。

このような状況ですが、引き続き補聴器購入に対する助成制度の創設について、北摂市長会及び全国市長会を通じて国に対する要望を行うとともに、国や近隣自治体の動向を注視しながら、制度の在り方について研究を進めているところでございます。

○光好博幸委員長 光田委員。

○光田あまね委員 聞こえの問題は、高齢者の方にとって生活の質を向上させるために、非常に重要なテーマだと思います。市の考えとしては、北摂他市と同様に、国において講ずるべき施策ということで、理解をいたしました。

請願者の方に質問いたします。理事者からの答弁がございましたけれども、どうしても市として独自でやってほしい思いやきっかけがあったと思いますが、お聞かせ

いただけますでしょうか。

○光好博幸委員長 請願者。

○請願者 趣旨説明でも申し上げましたとおり、国はなかなか腰を上げない。各自治体で全国460を超える自治体、それから大阪府下でも21の自治体、3年前に柏原市を皮切りに、始まっているわけです。

日々生活している方のことですから、国の制度が整うまで待っているというわけにはいかないと思います。

障害者手帳を出すまでもない方でも、補聴器という便利な道具を、使えるものなら使っていただきたいという思いがあって、この時期にお願いをしております。

ぜひとも摂津市独自でも、ほかの自治体も大いにやっているところなので、お願いをしたいと思っております。

○光好博幸委員長 光田委員。

○光田あまね委員 お気持ちよく理解いたしました。

以上です。

○光好博幸委員長 ほかにございますか。

大川委員。

○大川ゆり委員 加齢性難聴の方の補聴器購入に対する市の独自制度創設ということで、請願された方として制度の具体的なイメージというのはどんな内容でお持ちなのか、お聞かせください。

例えば、金銭的な支援にとどまるものなのか、アフターフォローも含めた制度設計を求めるものなのか、お願いいたします。

○光好博幸委員長 請願者。

○請願者 趣旨説明でも申し上げましたように、各自治体の制度が様々なんです。補助限度額17万円という自治体もあれば、2万円という自治体もあれば、真ん中辺りで5万円とか7万円とかになる自治体もいっぱいあります。補助対象にしても、

障害者手帳をお持ちの方は、先ほど言われたように障害の制度がありますということだけではなく、障害者手帳をもらっていない方で、何デシベル以上とか可聴範囲を区切っている自治体もあれば、少しでも聞こえが悪ければという自治体もあれば、対象を絞っている自治体もあれば、ほとんど絞っていない自治体もあります。

それから所得制限がある自治体もありますし、足立区のように所得制限なしで、65歳以上の難聴者の方全てという制度もあります。

我々としては所得にかかわらず、難聴の方にはぜひ補聴器を使っていただきたいという思いですから、理想としては現物無料支給というようなことであれば、医療費の無料化と同じように究極の目的はそこにあるかと思えます。けれども摂津市でできる一番よい制度をまずつくってもらいたいと考えています。

これまでの自治体の状況を見ていただいて、よりふさわしいものを摂津市で制度設計していただきたいという思いを持っております。

もし制度に不満があれば、制度の拡大、もっと良くしてくださいという要望を、またこれから何回もやっていきたいと思っております。

以上です。

○光好博幸委員長 安藤議員。

○安藤薫議員 紹介議員として、少し補足させていただきたいと思えます。

この補聴器の助成制度については、請願者からもお話がありましたように、短い期間ですごい勢いで実施する自治体が増え、大阪府でも3年前は4自治体しかやっていなかったのが、この数年の間に21自治体に及んでいます。大阪府内の自治体のほ

ば半分になってきていて、これからも増えていくと思います。

制度設計については、請願者のお話にあったように、所得制限であったり、聴覚の聞こえの問題での制限をどう設けるのかと、いろいろな制度があるかと思いますが、請願の趣旨の項目の中にありますように、聴覚の状況を早期に把握してもらって、早めに補聴器につなげて、加齢性難聴が悪くなるのを防ぐということからも、耳鼻咽喉科の診断を受けるとか、相談員にサポートをつなげていくとか、その後のメンテナンスをどうしていくのかを考えていきたいと思っています。

さらに予防という観点から、聴覚の健康診断など併せて、トータルで議論をした上で、制度設計をしていくというのが非常に重要ではないかと思っています。

いずれにしても、これだけ各自治体が独自の制度を行ってきていて、北摂では少し遅れているようではございますけれども、島本町で既に実施もされているかと思っておりますし、早く取り組んでいただくことが本当に望ましいです。聴覚の問題は見えただけに、人知れず悩んでおられる方がすごく多いということが、今回の請願に対する署名活動でよく分かりました。

今回の署名活動で、実はうちの旦那がとか、実は私もという方々が多くて、お友達と話してもよく聞こえないが、聞こえないふりをしちゃうと失礼だから中途半端な相槌を打ってしまうような付き合いがしんどくなって、友達とのお付き合いが減ったといった話をお聞きします。

それから体が元気だからボランティアに参加して、会議に行きますが、会議でも何をやっているか分からない苦痛があるとお聞きします。ほかの方々から、あの人

に話しかけても返事もしないと言われることをすごく恐れて、会議に参加できなくなるという声をたくさん聞きましたので、そういった方々が摂津市の中にはたくさんいらっしゃると思います。

市として市民の声に答えていくためにも、検査も市の健診の中に義務づけていくとか、一定の聴覚の聞こえの問題や悩みがある方については、助成制度があるということにつなげていくことで、集音器のような金額は高いが使ってみると雑音ばかりが聞こえてしまって、無駄になってしまうというような無駄な買い物が減ります。そういった意味でも、聴覚障害の方々、聞こえの悩みを抱えている方々に、適切な補聴器を使用していただいてQOLを維持し、低下させない生活を保障していくというのは、摂津市の高齢者福祉の理念からも非常になかったものだと思いますので、制度設計を考えていただきたいと思っております。

以上です。

○光好博幸委員長

大川委員。

○大川ゆり委員 補聴器の助成をする限りは、私自身もアフターフォローをしっかりと、せっかく補聴器を手に入れたのであれば、しっかりと使っていただくというのが大前提だと考えていますので、丁寧な取組が必要だと思います。

以上です。

○光好博幸委員長 そのほかございませんか。

中川委員。

○中川嘉彦委員 私からは質問というよりは、お願いです。この制度は弱者に寄り添うということで、良い制度だと私は思っています。

それで理事者からお話があったように、私は国の統一した制度であってほしいと、思っております。

大阪府で21自治体が補助制度を導入されているというお話がありましたけれども、これから摂津市で制度設計を考えていく場合、21自治体でどのような対象者だとか、所得制限があるのかとか、いろいろあると思いますので、各自治体のリストがあれば、会議後でいいのでいただきたい。これからの検討材料にしたいと思います。

以上です。

○光好博幸委員長 暫時休憩します。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時19分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

今、中川委員より御要望がありましたように、リストについては準備ができ次第、委員全員にお示しいただきますように、よろしく願いいたします。

そのほかございませんか。

村上委員。

○村上英明委員 この加齢性難聴者の補聴器購入助成につきましては、私も令和4年第4回の定例会で、一般質問をさせていただきました。大阪府内21自治体で実施をされているとのことですが、南部のほうが比較的助成をされている自治体が多いかと思うんです。補助額も2万5,000円とか、中には5万円というのが、大阪府内の自治体で大多数かと思うんですが、どういった補助額をイメージされているのかということ、質問させていただきたいと思っています。

○光好博幸委員長 請願者。

○請願者 理想としては、全額支給、標準品支給です。その市の財政状況にもよると思うんですけれども、摂津市なら恐らく大

阪府内のほかの自治体よりも金額も大きく、補償の範囲も大きくできると思っております。

摂津市に望むのは、大阪府内の平均以上の支給額、対象、所得制限もなく、広くお使いいただけるような制度にさせていただけることをイメージしています。

○光好博幸委員長 村上委員。

○村上英明委員 補聴器については、数千円から、フルスペックとなると100万円を超えているとか、幅がかなり広くありますし、また先ほど述べさせていただき、自治体からの補助というの、条件として市民税非課税世帯に限るというところもあります。また、2万5,000円とか5万円とかということで上限を設けておられるということもあります。私の個人的な考えといたしましては、大阪府内のこの助成額といったものと並べて考えるということも一つではありますが、この市民税非課税に限るという所得制限も、先ほど請願者も言われておりましたけれども、所得制限をなくすということも含めて、考えていくべきだと思います。

またこの請願の2つ目の項目にありますように先ほど安藤議員から御説明もありましたけれども、補聴器を提供されている眼鏡屋とか医療関係ともしっかり連携を取って、早期発見ということも本当に必要なことだと思います。

○光好博幸委員長 そのほかにごございますか。

増永委員。

○増永和起委員 請願の趣旨も、今までの御質問の中で、市民の皆さんの思いみいたなこともお聞かせいただいたと思っています。私も加齢性難聴や耳の聞こえが良くないことによって、家族間、お友達の間で

トラブルとなり、涙ながらにどんなにつらいか本当に分かってもらえないというようなことを、お聞ききしたこともあります。

また、御本人だけではなくて、御家族や、請願者の奥さんのお話をされておられました。また、ヤングケアラーとか、いろんな話も最初の趣旨説明の中でおっしゃっておられましたが、やはり聞こえが良くない家族がいるという立場からのお話なんかをお聞きされていることがありますでしょうか。

御本人の体験談でも結構ですし、こんな話を聞いていますということでも結構ですし、耳の聞こえが悪い家族がいるということで、介護者が抱えておられるようなことというのはどんなことがあるか、もしお聞きになっていたら教えていただきたいと思います。

○光好博幸委員長 請願者。

○請願者 まず、私の叔母が若い頃から難聴で、聞こえが悪いと、何もしないというか、ぼーっとしているように見えます。そうすると家族とか、周りが、相手をしなくなり、一種の軽いネグレクト状態になるんです。

そうすると、老けるのも早い感じで、ケアするほうも言わば放ったらかしという感じになります。

聞こえが悪いと本人も家族も負担が増えるような気がします。

うちは、家内のほうは、それこそ遠慮がないので、結構どなり合っていますから、それはそれで問題はないんだと思うんですけれども、私の母が今、認知症で、娘が障害者で視覚障害と知的障害がありますので、若い頃からずっとケアラーをやっています。

介護保険や障害者自立支援など、公のケ

アもいっぱい使いますけれども公の支援、ケアというのは、限られた時間、限られた状態で使えるというもので、やはり家族介護は24時間ですので、見守り介護、何もしないけれども、母が転倒しないか心配する時間が結構あるんですが結構負担です。

今、公の介護というのは、見守りという、一緒にいてあげようという感覚が非常にあり、来て何かしてあげようという感覚なので、どうしても家族介護を外せないと思います。

介護保険を受けられて単身でおられる方が結構いらっしゃいます。お一人でいる時間が長いというのは何か可哀想で、私は介護については、いっぱいしてきたので、思いがあります。ぜひ聞こえだけでも良くすると、状況が変わると思います。

○光好博幸委員長 増永委員。

○増永和起委員 ありがとうございます。

介護の問題って御本人もつらいけれども、本人を支える周りの方、介護をする側の方も非常にしんどい思いをされる。

聞こえが悪いとどうしても大きい声で何回も言うということで、怒っているつもりはないんだけど、言われる側としたら怒られたって萎縮してしまったりします。子供が親御さんに対していろいろ言うときにも、子供から怒られているって親が思っているのがつらいと思います。

御主人が奥さんに言うときでも、別に妻をいじめているわけでも何でもないので、ただ意思を通じ合わせたいだけなのに、大きな声で何遍も言って、お父さんから怒られるっていうふうに妻が思うというのも、非常につらいというようなお話を、私もお聞きをしています。

たくさんさんの署名が一举に集まったとお聞きしましたので、そういう方々がたくさ

んいらっしゃるんだと思います。

理事者から、認知症のことに關しては、研究成果がはっきりまだ出ていない、今まだ研究途中と聞いておりますので、認知症の発症の一因であるのではないかと国も思っていると受け止めています。国に対しての要望を上げておられるということで、この耳の聞こえをサポートする加齢性難聴に対しての補聴器の補助制度が必要だということは、摂津市も思っているのではないかと思います。どのように必要だとお考えなのか教えていただきたいと思ひます。

○光好博幸委員長 細井高齢介護課長。

○細井高齢介護課長 加齢性難聴につきましては、認知症との因果関係というお話をさせていただきましたが、一般的に言われておりますのは、コミュニケーションであつたり、買物、社会参加等々に支障をきたしまして、社会的孤立、認知症のみならず鬱病などのリスクが一定生じるものと認識しております。

そういったところから、補聴器については、一定必要とは考えており、制度を設計するにあたっては、地域間で格差があるべきものではないとの考えから、国として制度を創設すべきというところで、要望をかけているところでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 増永委員。

○増永和起委員 令和3年度から市も必要と認識して、要望をずっと続けておられるということでした。身体的フレイルとか、様々なリスクが高まるということも、委員会の中で答弁をいただいております。

また、民生常任委員会の視察として、2024年5月に、東京都港区へ視察に行き、非常に先進的な内容の学習もさせていた

いただきました。必要な全ての方々にこの補聴器を使ってもらいたいということで、生活保護を受けておられる方でも持ち出しなしで購入できる価格が、住民税非課税の方で13万7,000円で、課税の方はその半額ですとお聞きをしてきました。

私も2024年6月、第2回定例会で質問をさせていただいたところです。この港区の制度を摂津市が行うとしたら、一体幾らぐらいの予算規模になるのかということについても、御質問をさせていただいておりましたが、その金額をお答えいただくことは可能ですか。

○光好博幸委員長 細井高齢介護課長。

○細井高齢介護課長 東京都港区の状況で、本市の人口にあてはめた場合、東京都港区は制度として60歳以上の方を対象にされておりましたので、本市もこの状況にあてはめた場合、約180人の方が対象になり、全て非課税の方で13万7,000円という金額で試算をして約2,500万円となります。

以上でございます。

○光好博幸委員長 増永委員。

○増永和起委員 今のお答えにもあったとおり、全員非課税だったという計算で、2,500万円の予算規模ということで、本来だったら課税の方もいるので、港区の場合は半額ですから、もう少し少なくなります。

当時全国一と言われた港区の制度をやるとしても、これぐらいの予算規模でできるということです。

だから、予算の問題としてはそんなに大きな支障として考えることはなく、反対にこれをすることによって、先ほど言った市民の皆さんの、介護される側、する側の様々な苦しみが軽減され、もっと生き生き

と元気に高齢者の方々が社会参加もできて、認知症の問題についてもリスクが減らされていきます。

またフレイルやのリスクを減らせる効果のほうが経済的にも大きいと、港区でそういうお話も聞かせていただきました。

早い段階で、手に取ってもらおうほうが、脳もしっかりとその機械に対応するということもお伺いしてまいりました。

令和3年度から経過していますが国は動きません。こういう中で、各市町村は動き出し制度をつくり出しています。

港区並みになると、ほかにもハードルがあるというお話も民生常任委員会の中で聞いておりますが、まずは制度をつくって、その後いつでも改善することは可能であると思いますので、ぜひ摂津市でもこの制度を始めたい。

何でも国を待っているということでは、市民の苦しみを放置することになると思います。

摂津市は、子供の医療費の問題では、先進的にやっている市でございます。これは国の制度ではありませんけれども、摂津市が自ら子供たちのためにということで、高校卒業まで医療費をしっかりと補助をします。

さらに、これは子ども医療費という名前ではもうなくなりますけれども、ひとり親のところでは大学生までちゃんと医療の面倒を見る先進的なことを、一方ではやっているわけですから、高齢者の皆さんの苦しみを一刻も早く、まずは手助けしていただきたいです。それによって健康で生き生きとした、市長がおっしゃるウェルビーイングな生活を送っていただくことで、介護保険料とか医療費の削減にもいずれはつながっていくと思います。

こういう形でぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○光好博幸委員長 そのほか、御質問等ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 以上で質疑を終わらせていただきます。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 討論なしと認め、採択に移ります。

請願者の方は御退席いただきますように、よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時36分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

請願第3号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 全員賛成。よって、本件は採択するべきものと決定しました。

請願第3号の取扱いについて協議します。

本請願については、市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 それでは、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時38分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。理事者からの挨拶を受けます。

嶋野市長。

○嶋野市長 おはようございます。

本会議の際に申し上げましたけれども、このたびは皆様、御当選、誠にありがとうございます。

そして改選後、最初の委員会でございますけれども、光好委員長をはじめといたしまして、皆様方におかれましては、さらなる形でまた御協力いただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本会議に引き続きまして、本日は民生常任委員会をお持ちいただきまして誠にありがとうございます。

本日の案件でございますけれども、令和7年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分の審査ほか2件についてでございます。

何とぞ慎重審査の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、私はこの場を一旦退席いたしますけれども、待機しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○光好博幸委員長 挨拶が終わりました。暫時休憩します。

（午前10時39分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○光好博幸委員長 それでは再開します。

議案第53号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

光田委員。

○光田あまね委員 13ページの民生費、障害福祉サービス費等給付費について御質問させていただきます。

補正予算の内容等、新たな利用者についてはどの程度見込んでいらっしゃるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○光好博幸委員長 由井保健福祉部次長。

○由井保健福祉部次長 補正予算の内容と新たな利用者についての御質問に御答弁させていただきます。

就労選択支援利用者としては、月5人を見込んでおりまして、1人当たりの給付費、加算として1人当たり35万円、10月からの半年として6か月分を計上させていただいております。

利用者としましては、就労継続支援B型の新規利用者で、現行の就労アセスメントの対象者及び卒業後に就労系サービスの利用を希望している支援学校の生徒がメインになると考えております。

以上です。

○光好博幸委員長 光田委員。

○光田あまね委員 ありがとうございます。内訳については理解いたしました。

次は、自治振興費について御質問させていただきます。同じく13ページの協働のまちづくり推進委員会委員報酬、こちらも補正予算が計上されていますけれども、どのような内容なのか教えていただけますでしょうか。

○光好博幸委員長 川本生活環境部副理事。

○川本生活環境部副理事 それでは、協働のまちづくり推進委員会委員報酬の補正予算の内容でございます。

まず協働のまちづくり推進委員会は、摂津市協働のまちづくり推進条例に基づいて市長の附属機関として設置するもので、委員15人で構成され、協働のまちづくり推進計画や協働のまちづくり推進に関する重要事項について、調査・審議を行う会議体でございます。

当初予算では、年3回、推進委員会を開催する予定で委員報酬を組んでおりましたが、今回、開催回数を2回増やして年5

回とするために、2回分の27万円を増額補正するものでございます。

その理由といたしましては、推進委員会の第1回会議を7月に開催いたしました。その中で今後の推進委員会の進め方について、事務局から説明をさせていただきました。

その内容は、協働のまちづくり推進計画の策定について、まずは市で素案を作成して、それを推進委員会でお示しして、推進委員会で議論をいただきながら素案を修正し、計画案を作成していくという内容のものでございました。しかしながら、委員長から、従来どおりの行政主導の進め方では協働とは言えないのではないかと、白紙の状態からみんなで作り上げるのが協働ではないかという御意見をいただきました。

委員長は、計画の素案を作成する前に、本市の協働の状況について3回ほどフリーディスカッション形式で議論を行って、そこで出た地域課題や困り事を反映して素案の作成に移っていくということを提案されて、委員からも賛同の声が多かったため、そのような形式で会議を進めていくように変更しましたので、会議の開催数を増やすこととするものでございます。

○光好博幸委員長 光田委員。

○光田あまね委員 ありがとうございます。

従来、お役所というのは決まったことをそのまま慣例にのっとしてするというのがこれまでの流れかと思いますが、委員長の意見を参考にされて、一旦計画案を白紙に戻して、市民の皆様とともに作り上げていくという姿勢にすぐに変更された点は、すばらしいと思います。

その推進委員会のメンバーの方々、男

性・女性の比率であったり、またどのような年齢層の方がいらっしゃるのか、お答えできる範囲で構いませんので教えていただけますでしょうか。

○光好博幸委員長 川本生活環境部副理事。

○川本生活環境部副理事 協働のまちづくり推進委員会は、委員15名で構成されておりまして、男女の比率は、男性が7名、女性が8名で、ほぼ半々でございます。

年齢構成につきましては、報酬を支払う関係上、委員から生年月日の情報は伺っておるんですが、市としましてはその年齢構成を、分析というか集計していないというのが現状でございます。あくまでイメージでございますけれども、下は40歳代から、上は80歳代ぐらいの年齢層で、大体60歳代ぐらいが一番多い年齢層かと思っております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 光田委員。

○光田あまね委員 ありがとうございます。

市民の方々の御意見を反映するので、できれば20代とか30代の方の御意見も反映できるような制度があれば、なお良かったとは思いますが、ある程度その社会経験がおありになって、バランスが非常に取れているのかとも感じます。

こちらからは要望にとどめさせていただきますけれども、NPOの団体や、ボランティアが、非常に活発に動かれているまちだと感じております。

その中で、一つ一つの団体がそれぞれ孤立をしまっているというようなお声もお伺いしています。

他市でもあるようなんですけれども、そのような一つ一つの活発に動いていらっ

しゃる団体を、希望があればまとめるような中間支援組織例えば、摂津市と市民の方々、もしくはボランティアとNPO団体の間に入って調整をできるようなものをこれからつくり上げていく推進委員会の中で、計画にも盛り込んでいただけたらと思います、要望とさせていただきます。

以上です。

○光好博幸委員長 そのほか御質問のある方。

村上委員。

○村上英明委員 今回の補正につきましては、大きく3点ほど質問させていただきたいと思っております。

まず1点目は、3ページのところの繰越明許費の件でございます。

当初予算に計上すると、当年度で対応していくというか、物品であれば購入していくことが基本的だと思うんですが、今年度、車両管理事業で、車両の購入ができなかったということで、繰越明許費となっていると思います。この2,496万2,000円が今回の補正で、ほぼ全額繰越されているということでもありますし、またその1年遡って令和6年度におきましても、894万1,000円という金額が計上されていたものを、全額繰越しされています。要は先ほど申し上げました、当年度でこの車両が購入できなかったということなのかと想定をしておるんですが、1回目の質問といたしまして、この繰越しの内容と理由について、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

2点目が、先ほどもございましたが、協働のまちづくり推進委員会報酬についてでございます。

この補正につきましては、今年度、年3回の予定が年5回になったということで

あったと思います。また、この第1回の会議が今年の7月16日に開催されたということで、その当初のスケジュールを見れば、令和8年度も今のところ4回開催されるというのが、これも増やすということになってくるというふうに思うんですが、質問といたしましては、7月16日に開催された第1回目のこの委員会について、感想をお聞かせいただければと思います。

3点目が、先ほどもございましたけれども、12ページのところでございます。障害福祉サービス等給付費の件でございました。

これについては、国が2分の1、府が4分の1の合計4分の3が国・府からの補助ということではあるんですが、市の独自の支出は4分の1ということで、当初予算としてまた約24億円計上されていたと思ひまして、今回1,050万円の増額ということでございます。これにつきましては、業務量が増えてくるという思いもございまして、1回目の質問といたしまして、補正に上げられたこの金額に対しての業務量を、どのように捉えておられるのか、お尋ねをさせていただきたいと思ひます。

以上3点です。

○光好博幸委員長 三浦環境業務課長。

○三浦環境業務課長 それでは、繰越明許費に係る御質問にお答えいたします。

まず昨年度、令和6年度における繰越でございますが、いすゞ自動車近畿株式会社と令和6年7月に契約した、2トンパッカー一車に係る費用でございます。

令和7年1月にいすゞ自動車より、年度内の納車が難しいとの報告を受け、本市と協議の上、納入期限を令和7年度にすることをやむを得ないと判断したため、繰越しを行ったものでございます。

納入遅延の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症発生以後、部品の供給の遅れが続いていることに加え、昨年度の夏以降、部品供給元の東南アジアの工場が一時的に生産停止となってしまったこと、日野自動車株式会社が新車の生産停止となったことにより、いすゞ自動車の需要が急増したことから、さらに部品の確保が難しくなったことなどが重なった結果、本契約の期限内の納車が難しくなったとのことでございます。

原因につきましては、いすゞ自動車以外の外的要因によるものが大きいことから、納車の遅延はやむを得ないと判断し、令和7年度に繰越しを行ったものでございます。

なお、遅れておりましたパッカー車につきましては、既に納車済みでございます。

また、今回繰越しをお願いするのは、2トンパッカー車2台の購入に係る費用でございます。

年度当初、早々に入札を実施するべく準備を進めておりましたが、車両メーカーから道路運送車両法の改正に伴う、サイバーセキュリティ対応が必要となるため、受注を停止しており、応札できないとのことから、年度内の納車が困難となったため、繰越しを行うものでございます。

メーカーに状況を確認したところ、10月頃からはサイバーセキュリティ対応済みの車両の受注を再開する見込みであり、その後、入札が行われれば、令和8年度中に納車が可能とのことであるため、令和7年度予算を令和8年度に繰り越すことで、11月頃をめどに入札を実施し、令和8年度中の納車を目指すものでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 川本生活環境部副理

事。

○川本生活環境部副理事 それでは、協働のまちづくり推進委員会についての御質問でございます。

委員がおっしゃいましたように、推進委員会の第1回会議を7月16日に開催をいたしました。第1回会議では、協働のまちづくり推進条例の概要である協働のまちづくり推進委員会の位置づけについて説明を行ったほか、本市での協働の取組の経緯や、協働を巡る本市の状況について、市民アンケート調査の結果も踏まえながら、委員の皆さんに説明を行ったところでございます。

感想につきましては、先ほども申し上げましたように、委員長から計画の策定について、従来のような行政主導の進め方では協働とは言えないというような御意見を頂戴しました。

市といたしましても、これまでも様々な行政の分野で計画を策定しておりますので、従来と同じような手法や手続で進めようとしたわけでございますけれども、やはり協働ということを考えるときに、行政からも発想や考え方の転換をしていかなければならないというのを改めて実感したところでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 由井保健福祉部次長。

○由井保健福祉部次長 そうしましたら、3点目の御質問にお答えさせていただきます。

まず13ページの1,050万円の歳出に対しての歳入ですが、8ページ、9ページに記載のとおり、国庫負担金が2分の1、府の負担金が4分の1、計上させていただいております。

就労選択支援事業が今回から実施され

るのですが、市としましては、従前から就労に関しての障害福祉サービスを、就労移行や、就労継続支援で実施させていただいておまして、支給決定を行う業務の一つとして考えておりますので、その部分の業務増というのは、さほど生じないものだと考えております。

以上です。

○光好博幸委員長 村上委員。

○村上英明委員 御答弁ありがとうございます。

1点目の繰越明許費の件につきまして、先ほど理由を述べていただいたとおり、サイバーセキュリティの関係ということで、令和7年度には納車ができない状況で、令和8年11月頃を目途とされているということでございます。

これは法律の改正とか、国からの指示とか、ちょっと様々な状況があるかと思えますけれども、基本的には、この当年度予算を上げた中であっては、当年度執行していくのが基本的な考え方と思えます。様々な外部要因はどうしてもあると思えますが、しっかりとその辺は予算を立てたということの趣旨を踏まえて、これから執行に取り組んでいただければと思えます。

2点目の協働のまちづくり推進委員会については、この協働のまちづくりというのは本当に数年前から、4団体とか様々な方の協力を得て、摂津市内でも進めてきたという状況下において、自治連合会等からこういう条例をつくってほしいとか、少し方向性が違ったようなことが当初はあったんですが、この数年かけて条例を制定というのが、今年の第1回定例会であったと思えます。

そういう中で、自治連合会や各団体も会員数が減るというのもありますし、団体数

が減っていくということが私たちの一番気にかかるところかと思えます。今年の年3回から5回に増やし、協議をする場というのを増やすということは良いことなんだろうと思えます。

摂津市も、ここ数年約8万6,000人という人口を維持しておりますけれども、これが特に少子高齢化という観点の中で、人口を維持するけれども若い人たち、30代、40代、50代の方々が、地域の中で活動していただけるようなまちづくりが本当に必要なことだと思えます。

お祭りなどの地域の行事も、減少傾向とお聞きします。やはり地域の行事は、地域の方々の触れ合いが本当に必要なことであると思えますので、手伝ってくれる若い年代層の方々にこの協働という観点を認識してもらえる計画策定に取り組んでいただけるよう、協働のまちづくり推進委員会にしていただきたいと思いますので、要望とさせていただきます。

3点目の障害福祉サービス費等給付費については、業務量的には多くの負担はないということでございます。障害の方々に寄り添うような雇用制度として、しっかりとこのサービスを提供していく。健常者であろうが、障害を持っておられる方であろうが、同じ生活のレベルにしていけるような給付、補助的な行政からの手助けなどの面も含め、業務に取り組んでいただければと思えますので、要望として、私の発言を終わらせていただきます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 そのほか御質問はございますか。

増永委員。

○増永和起委員 3ページの繰越明許費ですが、村上委員からも質問が出て、内容

についてある程度理解をいたしました。

現在、パッカー車がどれくらいあるのかということと、昨年度も今年度も、パッカー車を更新されているわけですがいろいろな問題でうまくいかなかったと思います。この先の展望についてお伺いしたいと思います。

続きまして、12ページ、13ページ、協働のまちづくり推進委員会委員報酬についてでございます。

ホームページから資料を出してみますと、協働のまちづくり推進計画策定スケジュールは、今はまだ推進会議が3回の予定であると掲載されていると思いますが、今後、補正予算が可決されたらどのようなスケジュールでやっていくのでしょうか。

令和8年度についても教えていただき、どういう計画をされているのかお聞きしたいと思います。

それから障害福祉サービス費等給付費ですが、摂津市の業務量は多くは増えないとお伺いいたしました。この就労選択支援については、相談をしたり計画をつくったりということ、受けていく事業所があるのだと思うんですが、どんなふうを選定をされて、できればどこが受けたのかということについても教えていただきたいと思えます。

以上です。

○光好博幸委員長 三浦環境業務課長。

○三浦環境業務課長 それでは繰越明許費に係ります御質問にお答えいたします。

パッカー車の台数でございますが、令和6年度末現在13台運用している状況でございます。

ごみの収集に係りましては、13台のパッカー車のほか、トラックや軽トラック、1トンのトラック、バキューム等々で収集

しておるわけですが、そのうちの約半数程度が初年度登録から15年を経過した車両となっております。

現在故障が頻発してるような状態でごみの収集等にも支障が出ているケースがございます。

そのため、毎年2台ずつを更新していきたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 川本生活環境部副理事。

○川本生活環境部副理事 協働のまちづくり推進計画の今後のスケジュールということでございます。

今回の補正予算の議決をいただきましたら、11月以降、会議を開催しまして、本市における協働の状況について、先ほども申しましたように3回程度フリーディスカッション形式で議論を行っていただきます。そこで出た課題等々の内容が計画の素案を作成する上での材料となりますので、その内容を踏まえて、今年度の終わりから来年度の5月、6月か夏ぐらいになるかもしれませんが、庁内で素案の作成を行ってまいりたいと考えております。

また、素案ができましたら、推進委員会でも会議を何回か開きながら、御意見をいただいて修正を繰り返し、計画案をブラッシュアップしていきたいと考えております。

そして、計画自体は当初の予定どおり、令和8年度末頃には完成させたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 川本副理事、回数は増えるという理解でいいですか。

○川本生活環境部副理事 令和8年度につきましては、今後予算要求を今行ってま

います。当初は4回で考えておりましたが、今後庁内で回数を増やす予算要求を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 由井保健福祉部次長。
○由井保健福祉部次長 そうしましたら、3点目の御質問に御答弁させていただきます。

まず就労選択支援事業を実施できる事業主体としましては、就労移行支援または就労継続支援に関わる指定の障害福祉サービスの事業所であって、過去3年以内に、今申し上げた当該事業者の事業所の3人以上の利用者が、新たに通常の事業所に雇用されたもの、そのほかのこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業所となっております。

また事業所の申請に関しましては、大阪府への申請となっており、先日、大阪府に就労選択支援事業所の申請をしている事業所の問合せをさせていただいたところ、後ほど摂津市立ふれあいの里条例の改正に上げさせていただいている、ひびきはばたき園のみが今は申請をしているとお聞きをしております。

また参考に、北摂の状況をお答えさせていただきたいと思うのですが、茨木市は10月から2事業所、高槻市には4事業所を検討しているとお聞きしており、その他の市については、現在のところまだ検討中とお聞きをしております。

以上です。

○光好博幸委員長 増永委員。
○増永和起委員 それではパッカー車、清掃車の件でございますが、ほとんどが15年を経過するような、大分年数がたっているとお聞きしました。

毎年の更新がこれから必要になってくるということで、毎年2台の計画というお話でしたけれども、スムーズに更新がいかねばならないと、市民の皆さんに御不便をかけた、事故が発生することにもつながると思います。

先ほど村上委員もおっしゃっておられましたけれども、2年連続で補正をかけていかねばならないという状況です。もちろん摂津市の問題というよりも今の情勢の問題ではあるとは思いますが、しっかりと情勢把握もしていただいで、どの車かある程度分かっていると思うので、きちんと更新をしていけるようお願いしたいということで、要望としておきます。

続きまして、協働のまちづくりでございます。今年度中に5回ということで、スケジュール表を見ますと、これからほぼ毎月開催しないといけないと思います。

委員の皆さんがそれでいいとおっしゃるんでしたらいいとは思いますが、第1回目の議事要旨を読ませていただくと、委員長の選出も事務局一任ということで行われています。やはりもっと前に事務局と委員長になっていただこうと思う方と、しっかりと協議をさせていただいて、これから進めていくスケジュール、中身はもちろん皆さんがいろいろ御自由に、御関連にお話をされて、白紙の状態からいろいろなことを、市民の思いを考えていったらいいと思、スケジュールや具体的に市として用意をしておかなければいけない、考えていかなければいけないことは、もう少し事前にレクチャーをして、お話し合いをして臨んでいったほうがよかったですのではないのかと思います。

この議事要旨を読んでいて、委員の方が

非常に皆さんしっかりとした御意見をお持ちだということ、改めて感じました。すばらしい方々がお話合いに参加していただいているということで、ありがたいと思うんですけども、一番最初に委員からこの問題について、条例の第1条に目的が書かれているけれども、持続可能で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とするところがあるが、これはどういう状態を言っているのかという御質問が出ていたと思います。

事務局からは、そうなったらいいというのが目的です、というふうに回答してまいりまして、もう少ししっかりと、条例をつくる段階できちんとした話合いが行われていなければならないはずですので、委員の方々に条例制定の目的をお伝えできるようにしないと、やはりなかなか良い計画はつくっていけないと思います。やり取りをする前の段階をしっかりとつくっていくということが、必要なのではないかと思います。

来年度もまたその問題についてしっかりと考えていきたいと思いますので、反省点とか、私が思っているのが違うのであれば、少し御意見をお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3番目ですが、新しい事業が始まるに当たって、どこが受けてくれるのかというところを調べたところ、摂津市の場合はひびきはばたき園だけだったというお話で、他市ではまだ決まっていないところもあるとのことでした。

ひびきはばたき園で、こういう就労選択支援の新しい事業をしていただく方々に対しての給付費ということで、今回の補正で出されているのは、先ほど月5人分とお

っしゃいました。

私が心配をしているのは、ひびきはばたき園はそもそもの事業の中身というのがある上に、今度この新しい事業をやってくださいということで受け、そこしかないと言われて受けてはると思うんですけども、市の業務量が増えていなくても、ひびきはばたき園に業務がいっぱい増えるということになるのではないのかと思います。

実際に利用されておられる方々もいるけれども、新しくそういう相談事業が入ってきて、そこに割かなければならない人員や時間に負担がかかっているのではないのかと思います。

今、サービスを受けておられる方に跳ね返ってくる面もあるのかが非常に気になる場所ですので、お答えいただきたいと思います。

○光好博幸委員長 川本生活環境部副理事、報酬の補正ということですので、可能な範囲でお答えいただけたらと思います。

○川本生活環境部副理事 協働のまちづくり推進委員会について、最初から委員長と調整できなかったのかというお問い合わせかと思いますが。

協働のまちづくり推進委員会を7月に実施したわけなんですけれども、3月に条例の議決をいただいてから、7月の施行までの間に委員の皆さんの人選を行い、予算につきましても、前年度の段階で確定しておりますので委員長となられる方の意向も事前に聞いておけばよかったと思いますが、そうしたとしても、今回の増額補正には間に合わなかった、増額補正はやはりする必要があったのかと思っております。

それで、委員会の中で条例の目的の数値化ということで、今、委員がおっしゃいま

したけれども、条例の文言だけでは、数値化というのが難しい状況でございます。今後、協働のまちづくりの目標につきましては、計画で具体的に示していきますので、御理解お願いいたします。

以上でございます。

○光好博幸委員長 由井保健福祉部次長。
○由井保健福祉部次長 そうしましたら、2回目の御質問に御答弁させていただきます。

今回の歳出の金額に関しましては、ひびきはばたき園に全てが行くわけではなく、10月からこの就労選択支援事業が開始されています。

それで摂津市民の方は、必ずひびきはばたき園の事業所を利用しないといけないわけではなく、例えば先ほど申し上げました、10月から実施をしている茨木市の2か所、高槻市の4か所の6か所の事業所を利用されるということも、もちろん可能です。

その利用された事業所に対して、お支払いをさせていただくトータルとなっていますので、御理解いただければと思います。

先ほど、ひびきはばたき園に関しては、その就労選択支援事業が新たに始まることでの負担増があるのではないかとということでもございました。このひびきはばたき園に関しましては11月から、事業を実施させていただくのですが、今後その業務に関しましては、指定管理者と調整をしていきたいと考えております。

以上です。

○光好博幸委員長 増永委員。
○増永和起委員 それでは協働のまちづくりについてです。

新しくつくっていく計画ですので、最初

から完璧なものができるということではないとは思いますが、やはり委員の方々が非常に熱心に御議論いただいているその議事要旨を読みますと、やはり良いものができていってほしいという思いもなおさら高まります。ぜひしっかりと委員の皆さんとコミュニケーションを図りながら、良い計画につくり上げていけるように、努力をしていっていただきたいというふうに思い、要望としておきます。

それから、ひびきはばたき園の関係ですが、今、お話があったように、摂津市の新しいサービス、就労選択支援を受ける方は、ひびきはばたき園に行くだけではなくて、先ほど教えていただいた茨木市や高槻市の事業所でも、受けることができますというお話でした。

反対に、他市の方々もひびきはばたき園で受けることができるということになると思います。まだそういう就労選択支援について、事業所が選定されていない市が多かったとお聞きしたと思います。

今ある事業所に、支援を希望する人たちが殺到する可能性もあると思いますので、やはりひびきはばたき園の業務内容が大きく膨らんで、負担が大きくなっていかないかということについては、ぜひしっかりと気を配っていただいて、何らかの対応も、指定管理者と話し合って行っていただきたいと思いますので、要望としておきます。

以上です。

○光好博幸委員長 そのほか御質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 以上で、質問を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時18分 休憩)

(午前11時21分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

では、議案第54号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

村上委員。

○村上英明委員 8ページに基金繰入金があります。3,722万1,000円ということなのですが、この補正予算を執行されて、残っている基金の額について、1回目、お尋ねをさせていただきたいと思えます。

○光好博幸委員長 細井高齢介護課長。

○細井高齢介護課長 今回、基金の取崩しによりまして、当初の基金取崩しも加味いたしまして、令和7年度末の基金の残高は、約3.67億円と見込んでおります。

以上でございます。

○光好博幸委員長 村上委員。

○村上英明委員 介護保険につきましては、第9期せつつ高齢者かがやきプランが始まっているということだと思えますが、私の思いは、もう少し基金があってもよいというか、それをするには、やはり歳入を増やすことで、基金の増額ということが結論になっていくのかと思えます。この基金を温存するのが目的ということではないんですけれども、やはりこの約3.67億円という基金が、この第9期せつつ高齢者かがやきプランの中でうまく運用できるのかが私も心配というか、不安材料です。

この基金がもし枯渇すれば、新たな需要が何かの理由で増えたとしても、対応がなかなか困難ということもありますし、それをすれば、逆に一般会計からの繰入れということもあるかもしれませんが、それはできないと思えます。基金をある程度

温存ということも踏まえながら、介護保険の事業を運用していただければということで、私の発言を終わらせていただきます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 そのほか質疑はございますでしょうか。

増永委員。

○増永和起委員 今、基金の問題が出ました。基金残高が3億6,000万円ぐらいということでした。

今年度末の見込みだと思えます。前年度の介護保険の基金残高が4億9,000万円ぐらいだったかと思えます。確かに基金が減るということにはなっていると思えますが、3年サイクルで基金は全て繰り入れて、それで保険料をできる限り引下げしていくということ、財源にしていくということが、この間ずっと議論をされてきた中身だったと思えます。やはり市民の皆さんに保険料負担、今、北摂で2番目に高い介護保険料でございますので、これをさらに値上げをするというようなことがないようにしていただきたいと思えます。

質問は、給付費の伸びでございますけれども、これはどれぐらいになっているのか、お伺いしたいと思います。

○光好博幸委員長 細井高齢介護課長。

○細井高齢介護課長 給付費の状況でございます。

令和6年度決算におきましては、約70億7,000万円という数字になっております。令和5年度は67億2,000万円でしたので5.2%の増となっております。

さらに令和4年度、こちらにつきましては、約63億3,000万円という状況でございますので、給付費は、年々増加しているところでございます。

また、2040年に向けまして、後期高齢者、とりわけ85歳以上の高齢者がさらに増加していくと見込んでおりますので、介護サービスの需用は、今後もさらに伸びていくものと認識しております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 増永委員。

○増永和起委員 さらに伸びていくであろうとおっしゃるのは、当然だと思います。

やはり後期高齢者の方々が増えることになれば、健康寿命を延ばす活動は必要ですけれども、やはり介護が必要になってくる方が増えていくことについて、歯止めをかけることは、摂津市だけでできるものではないと思います。

これは摂津市単独の問題ではなくて、全国的な問題ですから、国がしっかりと予算を組んで、国費を投入するということをしていただかないと、それを全部保険料で負担することはやはりあってはならないことですので、重ねて要望いたしまして、ぜひ摂津市も国に要望してください。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○光好博幸委員長 そのほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 以上で、質問を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時28分 休憩)

(午前11時29分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

議案第56号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

光田委員。

○光田あまね委員 先ほど補正予算につ

いては、金額の根拠等についてお伺いさせていただきました。

今回条例の一部を改正されるということとして、その内容については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労選択支援に関する事業を行うために、制定をされると理解をしております。

その内容について、就労選択支援については、新たな事業追加だと思われましても、どのようなことが従来の就労サービスでは課題であったのか、教えていただけますでしょうか。

○光好博幸委員長 由井保健福祉部次長。

○由井保健福祉部次長 そうしましたら、1回目の御質問にお答えさせていただきます。

就労能力や適性を客観的に評価し、可視化していく手法等が確立されていないために、障害者の就労能力、一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する方が十分に把握できておらず、適切なサービスにつなげられていないこと、また障害者の就労の課題としては、一度、就労継続支援のA型もしくはB型の利用が始まると、本人の能力に応じたステップアップを目指すことが少ないということが課題でもありました。

就労選択支援につきましては、就労継続等のサービスを開始する前に、障害者がどのような働き方を選択するかを、能力やその方の適性、本人のニーズ、配慮事項などを整理することができるだけでなく、就労継続支援のA型・B型等の利用を始めた後にも、希望に応じた選択が可能になると思います。

以上です。

○光好博幸委員長 光田委員。

○光田あまね委員 ありがとうございます。

従来、一度決まってしまうと、なかなか本人の希望も反映されることなく、また選り直すこともできなかったことが、今回の条例の改正に伴いまして、少しでも希望が反映されるということだと認識しております。

障害をお持ちであっても働きたい希望のある方には、社会で活躍していただきたいと私も思っておりますし、それによってひびきはばたき園の負担が増えることはあるかもしれないですが、そこはまた指定管理者と調整しながら、良い方向で、障害を持つ方々にとって希望がかなう良い方向に進んでいければいいなと思っておりますので、要望とさせていただきます。私の質問を終了させていただきます。

○光好博幸委員長 そのほかに質疑ございますでしょうか。

大川委員。

○大川ゆり委員 どういった方が対象になるのか、お伺いしてもよろしいですか。お願いします。

○光好博幸委員長 由井保健福祉部次長。

○由井保健福祉部次長 対象者についての御質問に対して、御答弁させていただきます。

就労選択支援の対象者につきましては、令和7年10月からは、就労継続支援B型利用希望者のうち、現行の就労アセスメントが必要な方が対象となります。

また、50歳に達している方、または障害基礎年金1級受給者の方、就労経験がある方で年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった方については、希望に応じて利用することが可能となっております。

以上です。

○光好博幸委員長 大川委員。

○大川ゆり委員 分かりました。ありがとうございます。

○光好博幸委員長 そのほかございませんでしょうか。

村上委員。

○村上英明委員 今回、議案第56号については、就労選択支援に関する事業を加えるということでございますけれども、この条例改正をすることによって、摂津市民の方の利用対象が増えるとか、内容が充実するとかもあるかと思いますが、どういうメリットがあるのか1回目のお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○光好博幸委員長 由井保健福祉部次長。

○由井保健福祉部次長 市民に関してのメリットにつきまして御答弁を申し上げます。

まず就労選択支援の目的としまして、働く意欲や能力のある障害者が、自分自身で就労選択できるよう、必要な支援、適切な障害福祉サービスにつなげることと、先ほど申し上げましたように、就労継続支援を利用して能力が向上した方に、本人の希望も重視しながら、就労移行支援や一般就労などの、次のステップへ進む選択の支援をすることを目的としています。

今回、摂津市立ふれあいの里条例改正として、ひびきはばたき園の事業追加を上げさせていただきました。

ひびきはばたき園は、就労移行支援サービスとして、就労継続支援のB型事業所としてこれまでも就労アセスメントを行い、適正にケース会議等を行い、摂津市の就労を支えておられます。

また、他機関連携においても、市内の就労系サービスや他市の就労系サービスと

のつながりがあり、スムーズな連携がとれる強みがあります。

市内の障害者が、就労選択支援事業を受ける事業所として、指定管理者であるひびきはばたき園も、市内の事業所として利用できるよう事業追加したことに関しては、市民にとって、利用者にとっては、メリットであると考えております。

以上です。

○光好博幸委員長 村上委員。

○村上英明委員 今回は、摂津市立ふれあいの里条例改正ということでありましてけれども、一般的には、一般就労に結びつけていくところが、本当に僕は大切なことかと思えます。

先ほどの質疑で、A型とかB型とかもありますし、一般就労に向けてのその前段での訓練とかという方々についても、例えば、市外に出られる方等々については、電車代が自己負担になっている方は、家計的にも負担になっているようなこともお聞きしております。条例改正によって、自己の能力を高めていく、またその能力を持った方の適正な就労や、収入を増やすという面もありますし、また社会の中で様々な方々と触れ合っただけのことにもつながっていくのかと思えますので、しっかりとフォローしていただくような事業展開を、これから進めていっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○光好博幸委員長 そのほか御質問はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 ないようですので、質疑なしと認め、質問を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時36分 休憩)

(午前11時38分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 討論なしと認め、採決します。

まず、議案第53号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第54号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午前11時41分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 光好 博幸

民生常任委員 増永 和起